

令和6年8月29日

受注者・受託者の皆様

中野区総務部契約課

工事請負契約における前払金及び中間前払金の 支払い限度額を増額改定致します

公共工事における品質の向上を図る視点から、前払金及び中間前払金の支払限度額を改定します。

1. 目的

中野区では、近年の工事発注にかかる資材や人件費の高騰を踏まえ、前払金及び中間前払金の支払限度額を増額することで、受注者の資金調達が困難となることによる受注機会損失や契約不履行の回避、また、労働者や下請事業者への支払遅延の防止に努めます。

2. 内容

(1) 前払金

支払限度額を4億円から6億円に増額する。

(2) 中間前払金

支払限度額を2億円から3億円に増額する。

3. 改定日

令和6年9月1日

※ 令和6年9月1日以後に公告する工事請負契約に係る前払金及び中間前払金について適用します

【担当】総務部契約課契約係

03-3228-8903